

議員提出議案第2号

中野区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和7年3月21日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者	中野区議会議員	森	たかゆき
		市川	しんたろう
		加藤	たくま
		甲田	ゆり子
		小林	ぜんいち
		ひやま	隆
		浦野	さとみ
		中村	延子

中野区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例

中野区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年中野区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「（以下「交付日」という。）」を削る。

第7条の見出しを「（収支状況の報告）」に改め、同条第1項中「報告書（以下「収支報告書」を「状況（以下「収支状況」に、「作成し、」を「書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により）」に、「提出しなければ」を「報告しなければ」に改め、同条第2項中「収支報告書」を「収支状況」に、「提出しなければ」を「書面又は電磁的記録により報告しなければ」に改める。

第9条の見出し中「収支報告書」を「収支状況に係る書面又は電磁的記録」に改め、同条中「第7条第1項」を「第7条」に、「提出された収支報告書」を「報告された収支状況に係る書面又は電磁的記録」に、「提出期限」を「報告期限」に改める。

第10条中「第7条第1項」を「第7条」に、「提出された収支報告書」を「報告された収支状況に係る書面又は電磁的記録」に改める。

別表中「科目」を「項目」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条、第9条及び第10条並びに別表の規定は、施行

日以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(提案理由)

中野区議会議員の政務活動費の収支状況の報告方法を改めるに当たり、規定を整備する必要がある。